昭和五十三年度	二・九三四
昭和五十四年度	二・七二九
昭和五十五年度	二・五三五
昭和五十六年度	二・三五一
昭和五十七年度	二・一七六
昭和五十八年度	二・〇一〇
昭和五十九年度	一・八五三
昭和六十年度	一・七〇五
昭和六十一年度	一・五六四
昭和六十二年度	一・四三〇
昭和六十三年度	一・三〇三
平成元年度	一・一八三
平成二年度	一・〇六九
平成三年度	〇・九六二
平成四年度	〇・八五九
平成五年度	〇・七六二
平成六年度	〇・六七〇
平成七年度	〇・五八三
平成八年度	〇・五〇一
平成九年度	〇・四二三
平成十年度	〇・三四八
平成十一年度	〇・二九七
平成十二年度	〇・二四七
平成十三年度	〇・一九九
平成十四年度	〇・一五三
平成十五年度	〇・一三六
平成十六年度	〇・一二〇
平成十七年度	〇・一〇〇
平成十八年度	〇・〇八二
平成十九年度	〇・〇六六
平成二十年度	〇・〇五一
平成二十一年度	〇・〇三九
平成二十二年度	〇・〇二六
平成二十三年度	〇・〇一七
平成二十四年度	〇・〇一〇
平成二十五年度	〇・〇〇四

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成十二年労働省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（準用）

第五条　第一条から第四条までの規定は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の三第一項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条本文及び同条第二号を除く。）中「分割組合」とあるのは「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と、第二条（第一号を除く。）及び第三条の規定中「分割契約等」とあるのは、「分割計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十条の六第二項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
第一条第二号	法第二条第一項の分割（以下「会社分割	農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割（以下「新設分割
	同条第二項の会社（以下「分割会社	同法第十条第二項に規定する出資組合（以下「分割組合
	同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等	同法第七十条の三第二項第一号に規定する新設分割設立組合（以下「設立組合
第一条第三号	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社	設立組合
第二条第一号	法第二条第一項の分割契約等（以下「分割契約等	農業協同組合法第七十条の三第一項の新設分割計画（以下「分割計画
	分割契約等を	分割計画を

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。